

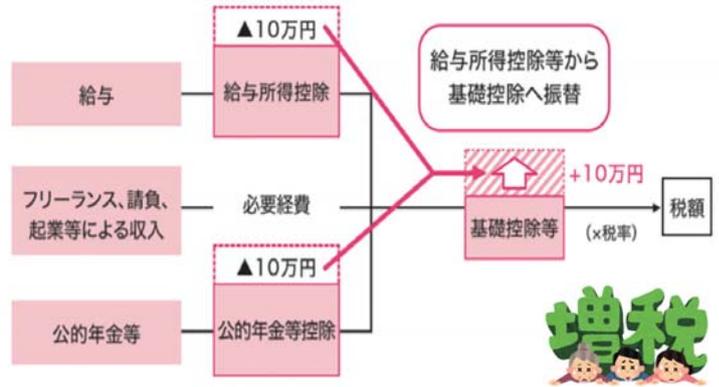
わかりにくい所得税改正—現状維持？減税？でも富裕層は増税！

●今年度改正の概要

2020年の初年度から所得税制が大きく変わります。

安倍政権推進の働き方改革を背景に、サラリーマンや年金生活者の給与所得控除・公的年金等控除を各10万円減額し、誰でも使える基礎控除を10万円増額する結果、フリーランスや個人事業主はその分減税に！

一方、サラリーマンや年金生活者は一見税負担に影響がなさそうですが、高所得者には増税項目がちりばめられており、確実に増税に！



●給与年収850万円超なら増税！

給与所得の必要経費にあたる“給与所得控除”は、10万円の引下げだけでなく、またもや上限が引下げられます。

現在は年収1,000万円超で控除の上限が220万円のところ、改正後は、年収850万円超で195万円に！控除額が減る分所得税も住民税も増税になります。

ちなみに給与所得控除額は、表のように2013年以降減額改正が繰り返されています。

年収1,800万円の方は8年で65万円も必要経費が減少、28万円も税負担が増えた計算に…

減らされ続けている給与所得控除

年	給与所得控除の上限		年収1,800万円の場合
2012年	収入金額×5%+170万円	上限なし	260万円
2013年	年収1,500万円超	245万円	245万円
2016年	年収1,200万円超	230万円	230万円
2017年	年収1,000万円超	220万円	220万円
2020年	年収850万円超	195万円	195万円

★日本の給与所得控除は他国より高額！？

日本の給与所得控除は、もともと国際的に高いと指摘されています。財務省の調べではフランス142.5万円、アメリカ68.6万円、ドイツ11.7万円など、195万円になってもまだ高い。さらに引下げが進む可能性も考えられます。

●子育て、介護世帯への配慮も

◆子育て世代のサラリーマン

増税となってしまう年収850万円超のサラリーマンでも、23歳未満の子や障害者の家族などがいる場合は大きな増税にならないよう、年末調整で“所得金額調整控除”が控除できる特例が設けられました。

◆給与も年金も受け取る人は10万円を調整

両方で控除が合計20万円減ってしまうので、確定申告で10万円の減額に調整できる配慮も。

●高所得者は基礎控除までゼロに！

誰でも使えたはずの基礎控除も、大きく改正に！38万円の基礎控除は10万円増額されて48万円となります。ただし、合計所得2,400万円を超えると減りはじめ、合計所得2,500万円超でゼロに…。もはや“基礎控除”とは呼べません。

基礎控除はこう変わる！

合計所得金額	基礎控除	
	現行	2020年以降
2,400万円以下	38万円 (33万円)	48万円 (43万円)
2,400万円超 2,450万円以下		32万円 (29万円)
2,450万円超 2,500万円以下		16万円 (15万円)
2,500万円超		なし

高所得者への改正の影響（所得税等の負担増）



●年金1,000万円超なら増税！

◆一般世帯は影響なし

“公的年金等控除額”は一律10万円引下げですが、基礎控除10万円増額と相殺で影響はありません。

◆年金収入1,000万円超で増税

年金収入1,000万円超で195万5,000円と公的年金控除額にも上限が設定されます。ただし年金収入1,000万円超は全国で3,000人程度で影響は少。

◆高所得者は年金控除額が減額され実質増税

不動産所得や給与所得など公的年金以外の所得が1,000万円を超えると、公的年金等控除額がさらに減額調整される仕組みが加わります。